

吹田市営住宅条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(設置等)</p> <p>第1条 -----略-----</p> <p>2 市営住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。ただし、借上型住宅の名称及び位置は、市長が定める。</p> <p>(1) } -----略----- (7) }</p> <p><u>(8) 吹田市営岸部北住宅 吹田市岸部北1丁目17番</u></p> <p><u>(9) 吹田市営岸部中住宅 吹田市岸部中1丁目10番、12番及び26番並びに2丁目8番</u></p> <p>3 -----略-----</p>	<p>(設置等)</p> <p>第1条 -----略-----</p> <p>2 市営住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。ただし、借上型住宅の名称及び位置は、市長が定める。</p> <p>(1) } -----略----- (7) }</p> <p><u>(8) 吹田市営岸部中南住宅 吹田市岸部中1丁目8番</u></p> <p><u>(9) 吹田市営岸部中西住宅 吹田市岸部中1丁目12番</u></p> <p><u>(10) 吹田市営岸部中東住宅 吹田市岸部中1丁目26番</u></p> <p>3 -----略-----</p>
<p>(住宅の明渡請求等)</p> <p>第22条 市長は、法第32条第1項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対してその市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p>2 -----略-----</p>	<p>(住宅の明渡請求等)</p> <p>第22条 市長は、法第32条第1項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入居者に対してその市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) } -----略----- (2) }</p> <p><u>(3) 他の入居者又は周辺の住民に迷惑を及ぼす行為をしたとき。</u></p> <p>2 -----略-----</p>
<p>(賠償)</p> <p>第27条 入居者は、入居者又は同居者が市営住宅又は共同施設を故意に毀損又は滅</p>	<p>(賠償)</p> <p>第27条 入居者は、入居者又は同居者が市営住宅又は共同施設を故意に<u>毀損</u>又は滅</p>

現 行	改 正 案
<p>失したときは、直ちに原形に復するか、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>2 入居者又は同居者が、<u>第22条若しくは法第32条第1項及び第2項（同条第1項第3号を除く。）の規定に該当し、又は第24条の規定に違反して市に損害を与えた場合は、当該入居者は、その損害額を賠償しなければならない。</u></p> <p>（社会福祉法人等に対する使用許可の取消し）</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) } ----- 略 ----- (2) }</p> <p>（社会福祉法人等に対する準用）</p> <p>第31条 <u>社会福祉法人等による公営住宅の使用に当たっては、第11条、第19条、<u>第22条第1項第2号、第24条第1項第1号及び第27条第1項の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「公営住宅」と、「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。</u></u></p> <p>（駐車場の使用許可の取消し）</p> <p>第35条 市長は、第32条の許可を受けた入居者（以下「使用者」という。）又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) } ----- 略 ----- (2) }</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する施設を故意に毀損したとき。</p>	<p>失したときは、直ちに原形に復するか、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。</p> <p>2 入居者又は同居者が、<u>第22条第2項、第24条第1項又は法第32条第2項の規定に違反して市に損害を与えた場合は、当該入居者は、その損害額を賠償しなければならない。</u></p> <p>（社会福祉法人等に対する使用許可の取消し）</p> <p>第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) } ----- 略 ----- (2) }</p> <p><u>(3) 第22条第1項各号のいずれかに該当したとき。</u></p> <p>（社会福祉法人等に対する準用）</p> <p>第31条 社会福祉法人等による公営住宅の使用に当たっては、第11条、第19条、<u>第24条及び第27条の規定を準用する。</u></p> <p>（駐車場の使用許可の取消し）</p> <p>第35条 市長は、第32条の許可を受けた入居者（以下「使用者」という。）又は同居者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) } ----- 略 ----- (2) }</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する施設を故意に毀損したとき。</p>

現 行	改 正 案
<p>(4) } } -----略----- (6) }</p>	<p>(4) } } -----略----- (6) }</p>